

赤穂市手話施策推進会議設置要綱

(設置)

第1条 赤穂市みんなの和を広げる手話言語条例（平成30年赤穂市条例第14号。以下「条例」という。）第6条第3項の規定に基づき、手話の普及及び利用の促進に関する施策について幅広い視野からの意見を求めるため、赤穂市手話施策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、条例第6条第1項各号に規定する施策の実施状況について検証する。

(組織)

第3条 推進会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 手話施策に関する有識者
- (2) ろうあ者その他の聴覚障がい者
- (3) 手話及び要約筆記サークルの者
- (4) 福祉関係団体の者
- (5) 事業者関係団体の者
- (6) その他市長が適任と認める者

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 推進会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は委員の互選により定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 推進会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を推進会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、社会福祉課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会

議に諮って定める。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。